

令和4年4月以降に 妊娠届提出や出産した子どもを養育している方が対象 出産・子育て応援給付金

錦江町では妊娠・出産された方が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまでの各段階において面談を行い必要な支援につなげる事業と一体となって、出産育児で必要となるものの購入費用や支援に対する費用に充ててもらうため妊娠届出時及び出産届出時に給付金の給付を行います。

※詳しくは母子保健カレンダーをご覧ください。

伴走型 支援事業

妊婦教室
産婦人科オンラインによるいつでも相談

新生児訪問
産後ケア
母子相談

乳幼児・歯科健診
離乳食教室
マミー運動教室

妊娠期
妊娠届

妊娠
8か月頃

出産
出生届

産後～
子育て期

相談支援 1

- ・アンケート
- ・面談

申請

相談支援 2

- ・アンケート
- ・面談



相談支援 3

- ・アンケート
- ・面談

申請



出産応援給付金

◎対象者

次の1～4のうち全てに当てはまる妊婦

- 1 令和4年4月以降に妊娠届を提出した方
- 2 錦江町に在住している方
- 3 妊娠届出時に錦江町で面談を受けた方
- 4 他の自治体で支給を受けていない方

◎交付金額

妊娠1回につき5万円（※多胎妊娠でも同様）

子育て応援給付金

◎対象者

次の1～4のうち全てに当てはまる方

- 1 令和4年4月以降に出産した子どもを養育している方
- 2 錦江町に在住している方
- 3 出生届出後に錦江町で面談を受けた方
- 4 他の自治体で支給を受けていない方

◎交付金額

乳児1人につき5万円

（※双児等の場合は、5万円×乳児数）

母子手帳アプリで申請・相談・教室予約できます♪
小児科オンラインもぜひご利用ください。

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出していただく必要があります。

錦江町子育て世代包括支援センター ☎ 22-3044